

市単独農地災害復旧事業実施要領

浜松市農林業施設整備等事業分担金徴収条例に基づく市単独農地災害復旧事業の実施要領を次のように定める。

(目的)

第1条 台風、豪雨等に起因する異常気象により被災した農地の復旧を適切且つ迅速に行い、農家の生産力維持と経営の安定及び耕作放棄地の増加を抑制することを目的とする。

(事業の内容等)

第2条 事業の内容及び採択要件等は、次のとおりとする。

1 対象工種

農地復旧・・・耕作若しくは肥培管理を行なっている土地又は耕作可能な休耕地で田、畑、果樹園、茶園等（宅地内の家庭菜園は農地としては取り扱わない。）

2 災害の原因

雨量・・・24時間雨量80mm以上、または1時間雨量20mm以上。
地震による災害。

3 対象となる被災

公共災で認められない事業で40万円未満のもの。ただし、40万円を超える事業費を個人が負担する場合は、一体として事業を行なうことができるものとする。

4 負担率

浜松市農林業施設整備等事業分担金徴収条例による。
(参考)

負担区分(1箇所当り)	負担率	
	市	地元
～8万円以下の部分	50%	50%
8万円を超え15万円以下の部分	80%	20%
15万円を超え40万円以下の部分	90%	10%
40万円を超える部分	0%	100%

(施設用地)

第3条 本事業により復旧する施設の用地は、個人所有地とする。ただし、設置後の施設の管理については、土地所有者がその責任を負い、管理すること。

(採択手続き)

第4条 所管課は、土地所有者と協議により、この要領の採択基準を満たすものは採択する。

2 採択された土地所有者は、分担金承諾書等の必要な手続きを行うこと。

(その他)

第5条 この要領は、事業を実施するのに一定の基準を示すものであり、これによりがたい場合は、関係部署と協議・調整を図るものとする。

附則

この要領は、平成17年7月1日より適用する。

附則

この要領は、平成27年7月1日より適用する。